

追 加 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 171 号	財産の取得について……………	1
議案第 172 号	鉾屋町歴史的建造物等修築（建築主体）工事その 2 に係る請負契約の締結 について……………	3

議案第 171 号

財産の取得について
次のとおり土地を取得するものとする。

平成24年12月17日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する土地

土地の所在地	種別	数量	取得予定価格
盛岡市土淵字幅26番1ほか7筆	畑	5,592.97㎡	37,265,785円
盛岡市土淵字幅17番7及び17番8	宅地	577.87㎡	13,464,371円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方

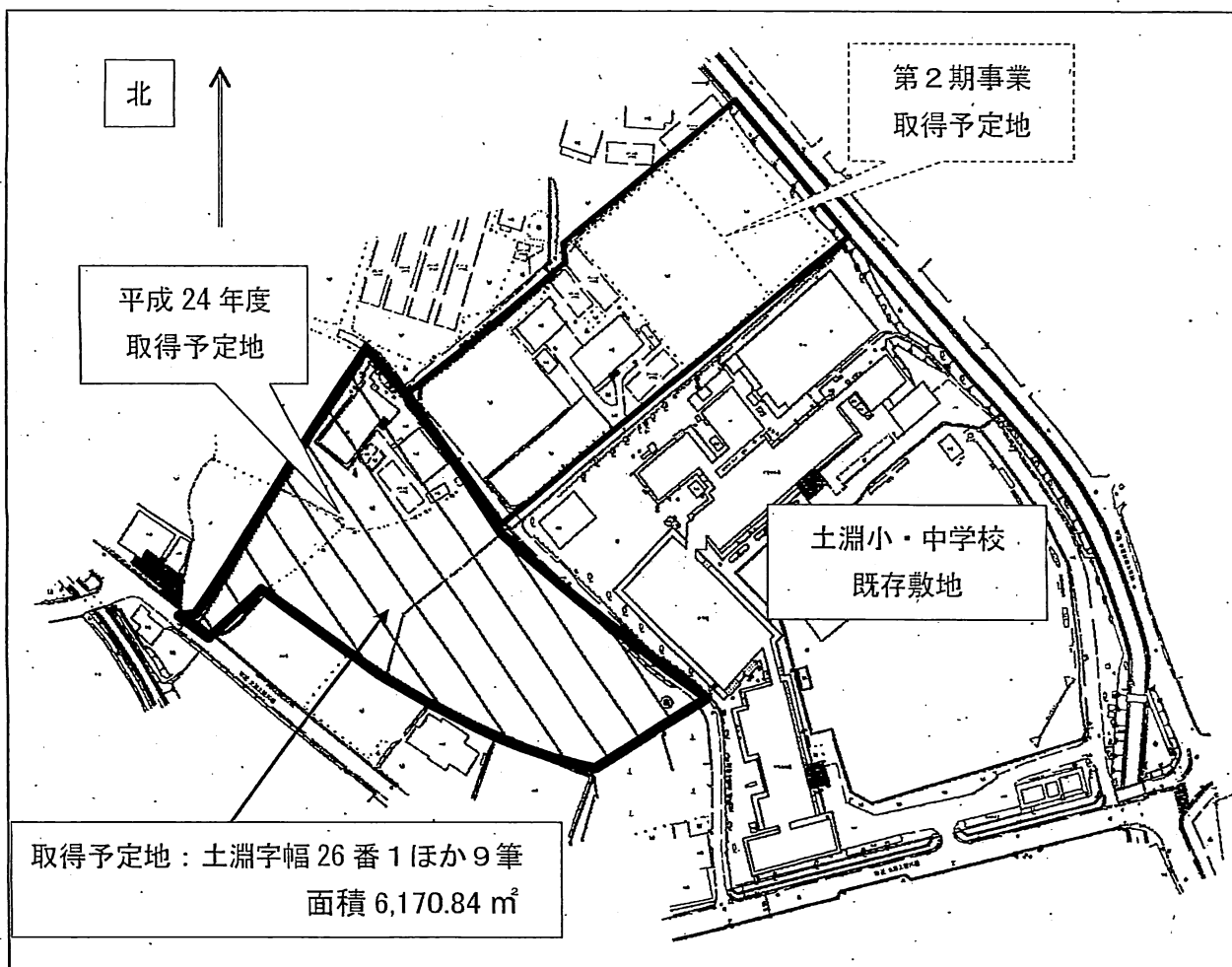


4 見取図 別添による。

提案理由

公共用地とするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

土淵小・中学校一貫教育導入施設整備事業に係る
平成 24 年度土地取得予定地



議案第 172 号

鉾屋町歴史的建造物等修築（建築主体）工事その 2 に係る請負契約の締結について
鉾屋町歴史的建造物等修築（建築主体）工事その 2 について次により請負契約を締結するものとする。

平成24年12月17日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約工事の名称 | 鉾屋町歴史的建造物等修築（建築主体）工事その 2 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金 370,650,000円也 |
| 4 契約の相手方 | 中亀建設・熊谷工務店特定共同企業体
構成員 中亀建設株式会社 代表取締役 中 村 康 彦
構成員 株式会社熊谷工務店 代表取締役 熊 谷 則 子 |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第 5 号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。